公 告

次のとおり「佐賀県立大学(仮称)整備設計に係るコンストラクション・マネジメント業務委託」について、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を行いますので、参加表明書・技術提案書等の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

令和6年10月31日

佐賀県政策部長 平尾 健

- 1 業務委託の概要
- (1)発注機関名 佐賀県 政策部
- (2)業務名 佐賀県立大学(仮称)整備設計に係るコンストラクション・

マネジメント業務委託

- (3)業務場所 佐賀市
- (4)業務内容 別紙特記仕様書(案)のとおり
- (5)業務予定期間 契約締結日から令和8年11月30日(月)まで
- 2 参加要件(技術提案書の提出を求める者に関する事項) 本業務に参加する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。 (申請者の要件)
- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和 28 年佐賀県規則第 21 号)第2条第2項の規定に基づき「建築士事務所」の入札参加資格の決定(公告日時点)を受けていること、又は、入札参加資格の決定を受けていない場合は12に記載の書類を提出し、審査の結果、入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められること。
- (2)発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネージャー (CMR) として、次のア又はイに記す業務 (以下、「CM業務」という。)の内、いずれかの段階について、平成21年4月1日から公告日までに完了した、本業務と同種業務の実績 (元請としての業務に限り、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。)を1件以上有すること。
 - ア 設計段階において、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立った、設計の検討などの各種マネジメント業務(2002年国土交通省「CM方式活用ガイドライン」参照) イ 一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM(コンストラ

クション・マネジメント)業務委託契約約款・業務委託書(2022 年 7 月改定版)」 に記載の基本設計におけるマネジメント、実施設計におけるマネジメント

※同種業務:

1棟の延べ面積が 3,000 ㎡以上の大学施設の建築物の新築、改築、増築工事に係る 基本設計から実施設計までの間に実施されたマネジメント業務の実績。ただし、増 改築の場合は当該工事部分の面積が 3,000 ㎡以上のものに限る。また、実績は日本 国内の建築物の業務に限る。

※大学施設の建築物:

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条及び第 103 条に定める大学に設置される大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 36 条第 1 項に明記されたいずれかの施設を含む建築物

(技術者の要件)

(3)以下の要件を満たす各技術者を配置すること。なお、ここでの同種業務は(2)のとおりとする。

ア 管理技術者

- ・認定コンストラクション・マネージャー(日本コンストラクション・マネジメント 協会の資格試験に合格し登録した者(以下、「CCMJ」という。))及び建築士法 第2条第2項に規定する一級建築士(以下、「一級建築士」という。)であること。
- ・CM業務の内、(2)のいずれかの段階について、平成21年4月1日から公告日までに完了した、本業務と同種業務の実績を1件以上有すること。
- イ 「建築(総合)」主任担当技術者

資格及び実績については、2(3)ア(管理技術者)に求める内容と同様とする。

- ※ 「建築 (総合)」以外の主任担当技術者については、本業務の履行上必要な者を適 官配置すること。
- ※ 管理技術者は、各主任担当技術者を兼任していないこと。
- ※ 配置予定の管理技術者及び「建築 (総合)」主任担当技術者は、技術提案提出者と 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であり、参加表明書提出日以前に6カ月以 上の雇用関係にあること。
- ※「管理技術者」とは、業務の技術上の管理を行う者をいう。
- ※「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総 括する役割を担う者をいう。

(その他の要件)

(4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6)入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から現在までの間に、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7)入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間、佐賀県建設工事等請 負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていない者である こと。
- (8)本業務の他の入札参加資格確認申請者と、資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア)法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第4条第2項及び第3項に該当する者(会社)。
 - イ) 一方の会社の役員 (株式会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、持分会社の業務を 執行する社員及び組合の理事等。以下同じ。) が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
 - ウ) 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職に ある会社。
- (9) 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等(※)でないこと。
- ※「佐賀県暴力団排除条例(平成 23 年佐賀県条例第 28 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - イ)暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
 - ウ)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積 極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク)役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
 - ケ) イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又 は個人

- 3 参加表明書及び提出資料
- (1)参加表明書(様式1)
- (2)誓約書(様式2)
- (3) 会社の実績調書(様式3)及び実績等を証する書類
- (4) 配置予定技術者一覧及び実績調書(「管理技術者」及び「建築(総合)主任担当技術者」)(様式4)並びに実績等を証する書類

4 参加表明書及び提出資料の受付期間等

(1)提出方法

参加表明書及び提出資料は、次の期間、次の受付場所に郵送(書留などの配達記録が残る方法によること。)もしくは持参により提出すること。封筒には、「業務名」及び「参加表明書等資料在中」と朱書きすること。なお、受付締切日時までに到達しなかった場合は、参加要件審査の際、「技術提案提出書等提出者の非選定」となるので注意すること。

(2) 受付期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月15日(金)(県の休日を除く)の9時から16時まで。なお、郵送による場合も、この日時までに以下の受付場所に必着とする。

(3) 受付場所

佐賀県 政策部 さが政策推進チーム 県立大学担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 TEL 0952-25-7494

(4) その他

参加表明書等の作成については、「公募型プロポーザル実施要領(資料1)」を参照すること。

- 5 技術提案書提出者の参加要件の確認
 - (1) 参加表明書等を審査し、技術提案書提出者としての参加要件を確認し、令和6年11月29日(金)までに通知する。
 - (2) 本業務の技術提案書を提出できるのは、技術提案書提出者選定通知を受けた者に限る。
- 6 非選定通知を受けた者に対する非選定理由の説明
- (1) 非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は任意)により、県に対して選定されなかった理由について説明を求めることができる。なお、この場合、当該書面を期日までに県に必着とする。
- (2) 県は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から

起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面により回答する。

- (3)理由説明について不服がある者は、書面による回答を受けた日の翌日から7日(休日を含まない。)以内に書面により、佐賀県建設工事入札審査会に苦情申立てを行うことができる。
- (4) 苦情申立てが行われた場合には、契約の中止、解除等が行われる場合がある。

7 技術提案書及び提出資料

- (1)技術提案提出書(様式A)
- (2) 会社の業務実績一覧(様式B)及び添付資料
- (3) 配置予定技術者の業務実績一覧(様式C)及び添付資料
- (4)業務実施体制(様式D)
- (5)業務の実施方針等(様式E)
- (6)技術提案書(様式F)
- (7)参考見積書(様式G)

8 技術提案書等の受付期間等

(1)提出方法

技術提案提出書及び提出資料は、次の期間、次の受付場所に郵送(書留などの配達記録が残る方法によること。)もしくは持参により提出すること。封筒には、「業務名」及び「技術提案書等資料在中」と朱書きすること。なお、受付締切日時までに到達しなかった場合は、「技術提案書の非選定」となるので注意すること。

(2) 受付期間

令和6年12月2日(月)から令和6年12月16日(月)(県の休日を除く)の9時から16時まで。なお、郵送による場合も、この日時までに以下の受付場所に必着とする。

(3) 受付場所

佐賀県 政策部 さが政策推進チーム 県立大学担当 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 TEL 0952-25-7494

(4) その他

技術提案書の作成については、「公募型プロポーザル実施要領(資料1)」を参照すること。

9 技術提案書の評価方法

(1) 以下について、一次審査を行い、ヒアリングを行う者を選定する。一次審査の結果 は令和6年12月26日(予定)までに書面にて通知し、選定された者に対してはヒア

- リングへの出席を書面にて要請する。
 - ア)業務の実施体制等
 - イ)特定テーマに対する技術提案
- (2) 一次審査で選定した者を対象として、技術提案書に関するヒアリングを実施し、以下の評価項目について評価を行い、最高の評価点を得た者及び次点になった者を選定する。
 - ア)業務の実施体制等
 - イ)業務の実施方針等
 - ウ)特定テーマに対する技術提案
- 10 技術提案書に関するヒアリング
 - (1) 実施場所、日時及び出席者
 - ア) 実施場所: 佐賀市内
 - イ) 実施日:令和7年1月15日(水)
 - ウ)出席者:管理技術者及び建築(総合)主任担当技術者の参加を必須とし、3名 以内とする。なお、参加者は原則として配置予定技術者とし、代理者の 出席は認めない。
 - (2) ヒアリングは公開して実施する予定である。
 - (3) ヒアリング時の追加資料は認めない。
 - (4) ヒアリングに出席しない場合の取扱い

受注意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等の真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。

- 11 技術提案書の特定、非特定通知について
- (1)技術提案書の特定通知及び協議

提出のあった技術提案書を審査し、最も適した者及び次点者を特定する。県は令和7年1月16日(予定)までに、特定した技術提案書の提出者に対して特定した旨の通知を行う。なお、最も適した者と協議を行い、随意契約を行う。

(2)技術提案書の非特定通知及び非特定理由の説明

特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由を通知する。 非特定の通知を受けた者は通知を受けた日の翌日から起算して5日(県の休日を除 く)以内に、書面(様式は任意)により、県に対して特定されなかった理由についての 説明を求めることができる。なお、この場合、当該書面を期日までに県に必着とする。 県は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から 起算して5日(県の休日を除く)以内に、書面により回答する。

- 12 入札参加資格の決定を受けていない場合の提出書類
 - (1) 出資状況等に関する調査票
 - (2)誓約書
 - (3) 佐賀県税に未納がない証明書(原本)

※県内の県税事務所で取得可

※佐賀県内に営業所等がない場合、「課税額なし」の証明書(原本)を提出すること。 ※申請日から3か月以内に発行されたものであること。

(4)消費税等に未納がない証明書(写し可)

※主たる営業所(本店)を管轄する税務署で取得可

※「様式その3」又は「様式その3の3」

※申請日から3か月以内に発行されたものであること。

(5) 委任状(本店から営業所等に契約締結の権限を委任するもの)

※主たる営業所(本店)以外に委任する場合

(6) 建築士事務所登録通知書又は建築士事務所登録証明書(写し可)

※各都道府県の建築士事務所協会等で発行

※委任する(上記(5)を提出する)場合、委任先の都道府県の登録になっていること。

※証明書の場合、申請日から3か月以内に発行されたものであること。

- (7) 営業経歴書
- (8) 実績調書
- 13 質問の受付及び回答
- (1) 質問の受付

本業務に関する質問は、電子メールにより送付すること。

質問を行う際は、所定の様式を使用し、メールの標題に「業務名」を記載するとともに、メール本文に質問者の会社名と担当者名を記載すること。

<受付期間>

・質疑書1:参加表明書に関すること(様式ア)

令和6年11月1日(金) 9時から令和6年11月8日(金) 16時まで

・質疑書2:技術提案書等に関すること(様式イ)

令和6年12月2日(月)9時から令和6年12月9日(月)16時まで

<提出先>

佐賀県 政策部 さが政策推進チーム 県立大学担当

メールアドレス: kendaiteam@pref.saga.lg.jp

(2) 質問に対する回答

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては下記の期限までに、質問者宛に電子 メールで回答し、同時に佐賀県庁ホームページ上で閲覧に供する。

<回答期限>

- ・質疑書1については、令和6年11月12日(火)17時までに回答する。
- ・質疑書 2 については、令和 6 年 12 月 12 日 (木) 17 時までに回答する。

14 その他

(1) 契約の締結

最も適した者と特定された技術提案書提出者と本業務についての契約締結の交渉を 行う。

その者との契約が成立しない場合は、次点と特定された技術提案書提出者と契約締 結の交渉を行う。

(2) 契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の 10 分の 1 以上とする。

- (3) 前金払 有(各年度毎に当該年度の出来高予定額の30%以内)
- (4) 部分払 有
- (5) 参加報酬は無報酬とする。
- (6)提出された技術提案書等の著作権は参加者に帰属する。
- (7) 特定通知されるまでは、参加辞退ができるものとする。
- (8)技術提案書を特定した場合は、速やかに各技術提案者の評価点を公表するものとする。
- (9) 本業務の受託者及びその関連企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者)は、現在公告中の佐賀県立大学(仮称)整備設計等業務の受託者及び今後発注する予定の工事の請負者となることはできない。
- (10)発注者は今後、工事発注方式の決定に伴い、別途、設計への技術協力業務等を発注する場合がある。この場合、当該技術協力業務との調整に要する委託料や履行期間については発注者と受託者間で協議を行うこととする。
- (11)発注者は今後、外部有識者に大学施設整備について意見を求めることがある。この場合、受託者は当該意見を考慮し、本業務を履行することとする。
- (12) その他詳細は、「公募型プロポーザル実施要領(資料1)」による。